お子さんの医療費助成制度の申請はお済みですか？

八雲町では、お子さんが病院で診療を受けたときの医療費を助成しています。助成を受けるためには、受給者証の交付申請手続きが必要です。

【7月診療分まで】

区　分		自己負担額
未就学児		自己負担なし（所得制限なし）
小学生	非課税世帯	初診時一部負担金を負担（入院のみ）
	課税世帯	かかった医療費の１割を負担（入院のみ・上限あり）

※小学生のお子さんは入院のみの助成となりますので、入院される際に受給者証発行の手続きが必要です。

※小学生のお子さんは所得制限により助成を受けられない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

・お子さんの健康保険証

・印鑑

・転入された方は前住所地の市区町村発行の所得課税証明書

【8月診療分から助成対象年齢拡大の申請について】

令和元年8月診療分より医療費無償化の対象年齢を18歳年度末（高校卒業年度末）まで拡大することについて4月号広報でお知らせしており、新たに対象となる方（小学生以上のお子さん）へ4月下旬に案内文書を送付しています。まだ申請手続きがお済みではない方は、お早目に手続きをお願いします。また、対象となる方で案内文書が届いていない場合や、お子さんの住民票を八雲町外に移しているお子さんについては案内が送付されませんので、お手数ですが担当までお問い合わせください（現在資格をお持ちの未就学児および重度心身障がい者・ひとり親家庭などのお子さんについては、申請手続きはありません）。

【申請先】

・住民生活課国民健康保険係

・熊石総合支所　住民サービス課

・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係

☎0137―62―2112

重度心身障がい者・ひとり親家庭などのお子さんの一部負担金の払い戻しについて

未就学児の重度心身障がい者医療・ひとり親家庭等医療の受給者は、同時に乳幼児等医療の受給者でもありますが、重度・ひとり親家庭等医療が優先され、乳幼児等医療費受給者証を交付していません。

そのため、重度・ひとり親家庭等医療で一部負担金を医療機関等へ支払ったときは、償還手続き（一部負担金の払い戻し）が必要となります。

お仕事などで来庁できない場合は、郵送でも手続き可能ですのでお問い合わせください。

【対象となる方】

重度心身障がい者医療受給者証・ひとり親家庭等医療受給者証をお持ちの未就学児童

【対象となるもの】

外来・入院・歯科・調剤へ受診時の自己負担額（予防接種・入院食事療養費等を除く）

【償還手続きに必要なもの】

・医療機関等から交付された領収書

・印鑑

・保護者の方の通帳

また、現在未就学のお子さんの保険診療にかかる医療費を無料に助成していますが、令和元年8月診療分より、重度心身障がい者・ひとり親家庭などのお子さんについても18歳年度末まで対象年齢を拡大し医療費が無料となります（現在資格をお持ちの方については、新たに申請手続きはありません）。

【申請先】

・住民生活課国民健康保険係

・熊石総合支所　住民サービス課

・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係

☎0137―62―2112